

第十七回 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和二十八年十一月二日(月曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 上原 正吉君
竹下 豊次君

委員

井上 知治君
白波瀬米吉君
成瀬 隆治君
松本治一郎君
天田 勝正君
松原 一彦君
野本 品吉君

政府委員

建設政務次官 南 好雄君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員

説明員

行政管理局 山中 徳二君
行政管理局 柳下 昌男君
行政管理局 山口 西君
建設省大臣官 水野 岑君
房文書課長

本日の會議に付した事件

○行政機構の整備等に関する調査の件
(行政監察の実情に関する件)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

行政機構の整備等に関する調査を議題といたします。行政管理局山中監察部長より説明を受けます。

○説明員(山中徳二君) 先般の国会で行政監察に關します行政法の改正を御承認頂きましたわけでございますが、行政法改正後におきましては私も監察部内の職員は一段と勇氣と責任とを感じまして、早速設置法改正の趣旨に副います監察実施の要領について部内に徹底いたしますと同時に、本委員会等におきまして御注意乃至御鞭撻を受けました事項の繰に副いますより折角一層の勉強と努力を續けておるつもりでございます。本日私どもの仕事の概要について御説明を申上げる機会を与えられまして、誠に有難く存じておるのでございますが、私どもの監察部が現在までに実施いたしております項目はかなり多いのでございますが、本日その一々につきまして御披露申し上げますのも却つて如何かということでございますので、本日はそのうち私どもは目下重点的な監察項目として実施の途上でございます。従いまして監察に關する最終的な或いはとりまとめとておりますような所見というものがまだ出ていないのでございますけれども、監察の重点として実施いたしております関係でありますので、それを御披露申し上げます。たほが適當と考えまして、西日本の災害状況に對して監察を実施いたしております。それから國鉄の業務の一

部、主として財産管理の面に對して実施しております問題とを御披露申し上げます。たいと思つておりますが、この二つの監察項目につきましては、私も重点として実施いたしておりますばかりでございます。申し落しましたのでございますが、先般の国会におきまして本委員会からもこの二つの問題については監察の題目として取上げた如何であるかという御懸念も受けました事項でございますので、かたがたこの項目について御報告申し上げます。思ひますが、その両項目に入ります前に、只今までに実施いたしました項目の極くあらつぱい項目を申し上げます。という、一つの仲間といたしましては、農林省、建設省關係の災害復旧事業、及び西省のそれ、の改良補助事業、或いは地盤変動対策事業というより一連の公共事業關係の項目を監察いたしております。次に六三制文教施設の整備状況、結核予防行政、開拓事業、病害虫防除行政、林道施設、国有林、林下、科學技術研究補助、建設及び農業の機械運搬の、機械をどういうふうに通管してあるかという機械運搬の状況、海上保安庁その他各庁の調達業務等補助行政、その他國費の多額に使用しております行政について実施いたしております。

この適正化を図るという点に重点を置いて取り上げておる項目でございます。それからその次の次いたしましては、電々公社の電話施設建設工事及び今回の開闢に關する調査というように、公共企業体の調査を取り上げております。なお次の監察に備へ、又行政機構の整備の問題等の調査資料を集めます意味合いにおきまして、國の出先機關の行政の運営状況、定員外常勤職員の状態、港灣行政というように、行政運営の実態を把握するという面につきましても業務を進めておるのでございます。

項に對しましては、各省庁よりそれぞれ文書を以て回答を得ている次第でございます。なお私もいたしましては、文書による回答だけでは最終的に御告乃至監察のすべての成果が上つたといふことの結論を出すのは如何かと存じておりますので、これら既往におきまして実施いたしました監察につきましても、地方局その他を使ひましてその通り改められていくかどうかというように点につきては、時々調査をいたしております。なお地方局その他は私どもの監察の活動の機能といたしまして、前同も御説明申し上げました地方局が取扱つております現地の行政運営の実情に關する報告、便宜的に情報活動と呼んでおりますが、これは毎月三、四十件に上つておりました。これらの事項中不当な事案と認めました事項につきましては、關係各省に連絡をいたしまして、その都度正さす、或いは注意喚起するということにいたしております。又類型的な事案の非常に多いものにつきては、次回の監察項目といたしまして取上げようといふにいたしてはいるのでございます。ごくあらましの概況は以上の通りでございますが、それでは早速その重点の一つであります災害監察に關する御報告をさせていただきます。主任の柳下参事官より詳細に御報告を申し上げます。

○説明員(柳下昌男君) 災害復旧事業の監察の御報告を申し上げます。

災害復旧事業につきましては、過年度災害につきましては各地方監察局を使いまして、土木災の監察をいたしてあります。特に当年災につきましては主として西日本及び和歌山災害につきましてこれは土木、農林、文教施設、これらの災害復旧事業の監察を実施いたしているものであります。これらの監察は第三四半期から実施いたしましたので、その結果につきましてはまだ御報告を申し上げる段階に至っておりませんのでございます。併しながらこの当年災の監察につきましては監察の準備段階といたしまして、監察の方法及び監察項目の焦点を明らかにする意味におきまして、準備監察を福岡、熊本、佐賀、大分の九州の四県で九月末に実施いたしましたので、その概況を御報告を申し上げます。

先ず当年災につきましては、災害査定状況について見たのでございますが、これは建設省農林省、両省は非常なる、異常な災害に対して迅速、適正な査定を実施するために、査定官を總動員して非常に努力しているということが十分窺えるのでございます。この四県につきましては各省の査定状況につきましてや詳細に御報告を申し上げます。先ず建設省が主でございます土木関係でございますが、これは一県に対して二班乃至四班、十一日乃至二十五日という日を要して査定をしておりますが、この査定に当って現地を見る査定と、机上でする査定がございます。従来机上査定が相当の事を占めていて、それがいろいろ不正確な査定の原因をなしたように思いますが、今回その事をつて見ますと、机上査定が個所数にしまして一九%、金額にいたし

まして七%ほどの机上査定があまりなりました。これは従来に比べて非常に率が増つたように思いますが、そしてその査定の結果、どの程度各申請に対して査定されたかと申しますと、個所数にいたしまして九一%、金額にいたしまして七六%の査定をいたしております。比較的この査定が現地においてされました一つの原因は、従来は査定を短時間で全部いたしましたのでございますが、今回は特に建設省は緊急事業のみをとらえて、この四県につきましては約半数の査定をいたしております。二つに分けて査定したということが比較的現地査定が殖えた原因だと思えます。併しながら非常な件数の災害でございますので、一人の査定官が一日に平均いたしまして三十六件程度の査定をいたしております。金額にいたしまして約六千万円ほどの査定をいたしたのでございます。ここに相当な無理があるように思います。

それから農業関係でございますが、これが大分様子が変わりました。これは全部の査定を短時間の間にいたしてあります。そのため九州以外の地区からも検査官を動員いたしまして、一県六乃至九班を編成いたしておりますが、件数の多いことと、期間が短かつたために机上査定が非常に殖えておりまして、個所数で申しますと八三%が机上査定、金額にいたしまして四三%が机上査定になつております。そうしてその査定した結果、申請に対して査定の割合が、農地については個所数で約九〇%、農業施設については九一%、金額で申しますと六四%を査定いたしておる状況でございます。

林野庁の関係につきましては、これ

は机上査定がずつと殖えまして、むしろ机上査定を建前にして、十分検討しなければならぬものだけを現地査定をしておるといふ結果から、まだこれは済んでいない部分がございますが、恐らく八〇%乃至九〇%程度は机上査定になるものと思えます。

文教施設につきましては、これも非常に査定が遅れておりまして、殊に今年度この災害の立法化がされたという関係で、十分その態勢が整つていないために、監察いたした当時におきましては、やはり机上査定が八〇乃至九〇%程度の程度と思われるのでございます。こういうふうな状況でございますので、やはり監察した結果にはいろいろ不備な点が出てくるように思います。

この四県につきましては、災害個所数はこれはまだ未査定の分がありましてはつきりわかりませんが、県の調査によりまして三万から四万をちよつと或いは越すかも知れないという程度でございまして、金額から申しますと四百七十五億という程度になつております。このうちこれは極く抽出検査をしたのでございまして、二百八十四個所の災害箇所を監察いたしましたその結果を御報告申し上げたいと思つてござい

ます。この二百八十四個所の中でいろいろの問題が起きておりますが、なお検討を要しなければならぬと思ふものを全体に申しますと二百二十七個所、四五%出て来ておりまして、その内訳を申し上げますと、先ず事業費を減額しなければならぬと思ふものの、これが一番問題のものでございまして、それが六十六個所、二三%出て来ております。金額にいた

しまして一億七千六百万円になりました。中には増額を要するものもござい

ますが、これは僅か四個所でございます。そのほか五十七個所、丁度二〇%に当りますが、これは更に検討調整をしなければならぬという種類のもの

でございます。その内容は、初めに申しましたのは明かに減額すべきものでござい

ますが、今申しますのは減額が或いは可能ではなからうかというものでござい

ます。それから事例につきま

して、又時間がありましたら後刻御説明申上げたいと思つて、この傾向を十分地方の監察局に指示いたしまして、できるだけ広範囲に監察を今日下実施している途中にあるわけ

でございます。これはいわゆる災害査定

の減額できる点につきましては御説明を申上げたのでござい

路が十分とれていないものが相当見られるのであります。なおこれは特に学校の排土につきましては、これは文部省と建設省に、これは法規の遅れた関係もございしますが、両省に申請されているので、これは今後調整しなければならぬものでございします。又農林省と建設省の工事につきましては、土取場、土捨て場が別々に考えられる関係から、同一箇所を計画しておりますが、作業が不可能な面が出ておまして、又建設省の河川関係で流路変更をして様子が変わる、大分河状が変るわけでございしますが、農林省をそれに無関係で採択しているというふうなものがございします。

なお個々の問題ではございしますが、門司市につきましては林務の、或いは御承知の通りうしろの山の崩壊が非常な災害の原因をなしておりますが、この復旧に当りまして河川の砂防と農林の林務作業と、この間に一方林務につきましては四億五千万円ほどの計画をいたし、河川については六億程度の計画もございしますが、その境界にやや重複したところもあり、今後調整をしなければならぬ問題だと思ひます。又門司につきましてこれは今度の災害のために建築制限地がございまして大分移転をしなければならぬ関係から、農地の一部を土地区画整理予定地にしているものでございしますが、その箇所について九カ所農地災害が採択されている。こういうふうな、各省によほど調整を要する問題が多々あると思ひます。

一点が各所に出ていまして、ございまして、その一つといたしましては、災害復旧は御承知の通り原形復旧を原則といたしておりますが、それが改良事業に関連している場合には、合併施行をせられるのが普通なんではないかと、或る場合は、いわゆる災害復旧の超過工事としてこれが災害復旧で行われるという場合もあるわけで、その境界が非常につきりしていない点がありまして、具体的に申しますと、或る堤防が、一キロほど堤防でございまして、二箇所ほど決壊しておりまして、これを全面的に復旧する、堤防を復旧するわけでございします。ところがそれは一応別に河川改修計画がございまして、その堤防は将来引堤をしてうしろへ下げる堤防なのでございします。恐らくこの事業は、災害復旧で金額をきめましたら将来改修事業と合併施行になるというものであらうと思ひます。こういう場合には、恐らく決壊箇所だけの応急復旧だけをして、とにかく改修まで持ちこたえろというふうにするべきではないかと考えられるのでございします。殊によく出て来る問題は、橋梁の幅員を災害の際に拡げる場合でございまして、これは道路の幅員よりも橋梁のほうが原形が狭つた。ところがこれが流された場合に、この際道路の幅員まで幅を拡げてしまふ。これが改良と災害復旧との合併施行ということをやられる場合もございしますれば、いわゆる原形復旧が不適当であるという見地から、災害復旧で超過工事として全部やられる、こういう場合がございまして、ここの点に十分考えなければならぬ点があると思ひます。又今度の災害では相当基本的な用水或いは井堰

が破壊されておまして、それに関連して実施しております土地改良事業がございしますが、こういうものは別々な事業のために、依然として続行されているわけでございしますが、この際一時土地改良事業を中止して、むしろこういうものは災害復旧に重点を置くべきじゃないか、これが両方併行的に行われても、事は余り面白くないと、こういうふうな考えがございします。

それから非常に困る問題は、いろいろこの公共事業の工事中に起きる災害でございまして、この中でも特に繰り上げて工事をしていられるものが災害にあつても、現在の災害査定状況を見ますと、一応竣工している部分につきましては、災害を認めておるような状況がございしますが、こういう場合は、どれだけ出来高があつたのか又その竣工という意味が非常に不明確でございまして、そこらについて一つ明確に基準を示さなければならぬのではないかと、いろいろと痛感いたしました。これが災害と他事業との間の調整を要する問題だと考えておるわけでありまして、その他更に基本的な問題になるかと思ひます。いろいろ改善を要する問題があるやうでございします。その一つは現在災害査定をいたしますときに、材料とか或いは労働力の一種の単価、歩がかりというものを一応各県できめておられますが、これらが事業によりまして非常に労働費等の単価と違ひまして、或る事業につきましては非常に無理なものもあるやうでございします。そのために、土工等の運搬距離、いろいろものは、それを調整する意味で、実際よりも非常に違つた過大なものが組み立ておるものが各地に見受けられ

るのであります。これらにつきましては、むしろやり方についてよほど改めなければならぬものだらうと思ひます。

先ほども申しましたが、今回の災害で排土事業というものが非常に大きく浮び上つておられますが、これはほかの事業と違ひまして、もうすでに熊本市のときは三分の二ほど済んでおります。而もその事業は非常に緊急に或いは請負、或いは直営或いは町内受持ちというふうな方法でやられたいやうなもので、この際よほど監督を厳重にして、中間検査等を各県でやつて頂く必要があるだらうと思ひます。又初期の査定と比べますと、若干事業量が少いやうでございしますが、併しあとからまだ出て来るものもあつたやうで、こういうものにつきましてはいわゆる打ち切り時期というものをきめない、なか／＼片が付かないのではないかと、うるかというやうな点に問題があるやうでございします。

殊にこの災害の監察でいろいろの問題が多く出ますのは、町村営の小事業に最も多いのでございまして、これは殆んど若干は改良が加味されておるやうに思われます。例えば石積のものは練石積にし、練石積のものはコンクリートにする。又簡易構造のものは永久構造にする。これは確かに原形復旧は広い意味で見れば不適当であるといふことも考えられますが、いわゆる原形復旧を原則としておる以上は、こういうものについてどうすべきかといふことをよほど締めてかかる必要があるのではなからうかといふことを痛感いたします。又非常に数の多い事業でございしますので、こういうものの監督態

勢を厳にして、事業が終つてからよりも、事前に起らないやうにする態勢といふことを考えなければならぬと思ひます。

それから今回の災害は非常に河川関係で根本的な改修を要するものがあるやうでございしますが、農地災害は復旧を急ぎます関係から、相当どん／＼実施されるだらうと思ひますが、これらの総合的な調整をよほどしないと、無駄な工事が実施されるのではなからうかと思ひます。なお見ました箇所から通感されることは、これは別に災害の今度の場合には原因とは考えませんが、維持管理の不良というやうな箇所がやはり決壊だとか破堤というやうな部分に露呈しておりまして、多いのはやはり堤防です。事前に漏水しておつた、或いは溜池で余水吐きもが非常に小さくて無理なもので、或いは溜池の堤防が漏水していたものというやうなものの維持面が非常に弱い、そういう所から破堤が起きているというものが相当見られます。それからすでに御承知のように夜明ダムの問題とか、或いは鉤害のために堤防が落ちていろいろ施設を弱体化しているところに災害が起きて来たというやうなものもいろいろ管理面についてやりの問題が出ていられるやうでございまして、維持管理の強化といふことにつきましては、特段の施策が要るんじゃないかと、特段の強化に痛感いたします。こういうやうないわゆる施策に関する問題につきましては十分関係各省と今後検討いたしまして改善措置を図つて行こうと考えております。

これは以上当年災につきましても、準備監察でございしますので、災害の復旧

受けたのでございまして、私見でござい
ますが、なか／＼この問題に対する
何と申しますか、原因のひそんでおり
ます点は深く又／＼な方面に及ん
でおりますので、監察機能だけでこれ
を解決するという問題もこれは極めて
困難なことであらうと思ふのでありま
すが、行政監察の手えられております
任務の重点がここに一つかかつており
ますことは、私も十分銘記いたして
おるところでございまして、今般當院の
内閣委員会からの御逡遁もありました
のではございしますが、私もいたし
ましてその行政費の乱れております
一つの最も代表的な災害関係の復旧費
などにつきましても、従来のように工
事の済んだ決算段階で見るとは、み
すみす不当な金とあら返還を求め
るというように、今般當院に余り矯正
の途がないというところで、今回特に私
どもが査定に立ち会ふとか、或いは、
査定の前から乗り出すというところは監
察の機能としてこれは慎まなきやな
らんこととございまして、先般の夏
の国会のあれもございまして、と
もかく査定の済むまで私どもは出られ
ませんわけとございまして、査定が
済みますとすぐに一應準備段階として
の監察に乗り出しましたのでありまし
て、勿論こういふ只今説明申し上げまし
たことは一應準備段階の監察でござい
ます。これにつきましてもはなおとつ
り各省の説明なり意見も聞かなけれ
ばならんと思ひますが、大体只今みた
いな傾向のありますことだけは認めら
れると思ひますので、こういふような
事項につきましても、早速各省の担当
官と連絡をとつておるわけとございま
す。又私どものほうの地方局を使いま

して、これからこの十二月までに本格
的に監察をやるわけとございしますが、
こういふ傾向を本として監察の結果を
とりまとめるようにというところを指示
いたしておりますわけとありますが、実
予算のいよ／＼枠がきまりまして、実
行という段階に今度は実施契約という
ものが出て来ることにならうかと思ひ
ますが、私どものほうのこういふ傾向
の指摘なり或いは注意なりによりまし
れば、或る程度実施に当りまして従前
よりは契約、殊に机上監察等のために
事実上相違するような点、或いは不当
と思はれるような点について正され
措置が實際事実問題として正される
点も相当あらうかと思ふのでありま
すが、やはりまあさういふことで私ども監
察の煙のものといたしましてはさうい
う手えられませんでした施策の面であつ
て行かなくてはならんと思ふのであ
りますが、やはり他にこういふ行政費の
使用の適当でないというような面に
つきましては、制度上の、或いは地方財
政の貧困というような問題であります
とか、或いは地方を通じて補助したほ
うがよいのであらうか、或いは
もつと重点的にいふ／＼補助事業を取
上ぐべきやなかるうかとか、或いは私
どもの勧告にいたしまして、すぐに
これを予算その他の裏付けで以て正し
て行くというような点などにも欠陥が
あらうかと思ひますので、こういふ点
なりそれと同時に私ども第三者的な
監察の目からものを見て行くというこ
とで是正をして行くことも当然でござ
いますけれども、現在いふ／＼こうい
う面に欠陥なり何なりがあります。こ
れはかなり各方面から指摘されてお

ますこととございしますので、やはりそ
れぞれの担当主管省におきましても事
態の何と申しますか、事務の処理、業務
の取捌きにおきましてさういふ欠陥
のないように事態監察と申しますか、
部内の実施においても十分あらため
て、さうして私どもの第三者的な監察の
結果も尊重し、取入れて、汲んでやると
いふようなことを併せて持つて行きま
せんければ、なか／＼問題の根がかな
り深いし、さういふことでずつと参つ
ておりますので、急に改めることはむづ
かしいかと思ひますが、私も今同進
行途上と申しますか、早期の監査に着
手いたしましたことは、従来のような、
従来やりました結果を批判するという
よりも、進行途上で直して行くという
ことが、その点だけでも一歩正をさせ
る点では今般當院の監察の面などは効
果があるのじやなかるうかと、こうい
うふうふに思つておりますが、なおお尋
ねのような大きな意味の行政費の節減
なり、国費の効率的使用という面にお
きましては、監察機能以外のいふ／＼
な面について反省を要する点があるの
じやなかるうか、これは私見も入るわ
けであります、申上げておきます。
○松原一彦君 会計検査院が事後にこ
れを精査して、爬剔糾弾して補助金の
返還を求めたところではないか、方ない、
無駄になつてしまふのであります。そ
ういふ因を作らないように、大切な税
金をできるだけ有効に使用せなければ
ならぬ現在でありますから、行政監察
局等のお働きによつて、我々が憂えて
おる事実を未然に防いで頂くことがで
きれば、今日のこの弊を救う上におい
て非常に大きな効果があるだらうと思
う。それにはいふ／＼な観点があると

思ひます。一つこういふ声があります
が、これは如何でありますか。あ
なたの御意見を求めるのであります
が、例えば災害復旧の工事で、小さい
町村等が仮に百万円の工事をするとい
うときに、国の補助は六十五万円、地
元負担が三十五万円と、さうなる。とこ
ろが地元は果實の負担の分があるにし
ても本当は貧弱で持てない。持てない
地元で持てない。その結果六十五万
円では足りないから、正しい査定をし
て、補助申請をしたのでは工事が行わ
れないので、万止むを得ず水増しの査
定をして、それを申立てて三十五万円
の地元負担は免れると申しておると聞い
ておるのです。そも／＼その地元負担
のできないものに無理に負担しろとい
うところから、さういふような無理な
闇行為が行われるというやうな点を御
発見になつたかどうか。若しさうい
うことが発見せられたとしたならば、そ
れをも立法の根本に立上つてこれは考
えなくちやならん問題だらうと思ふの
です。さういふことに対して大きな見
識から一つ忌憚なく意見をお立てにな
つて頂けるかどうか。

それから第二は、今回の災害のごと
きは人体にたとえれば怪我をしたやう
なもので、急いで外科的手術を行なつ
て回復を図らないといふと明日からの
労働ができないうやうなものでありま
す。九州方面の災害地は急いで手当を
してやらなければ、机上の計画だけ
で年度割を先に延ばされたのでは、来
年四月からの根付けができない。作付
けのできないやうな復旧ではどうにも
ならないのですからして、冷害のよう
に今年はやられたが、来年の四月から
は根付けは何にも差支えないのだとい
うのは違ふのだ。にもかかわらず、
災害復旧のために金を出すというとい
ソフレを招来するといつたやうなこと
で政府は非常にこれを押さえておる傾
向がある。怪我をして外科的手術をせ
なければならぬのに、その手術をす
るという健康を害するといつたやう
なことでは私は臍に落ちないと思ふの
です。そんなことをここで申してもし
ようがないけれども、これら大事を手
術をしなければならぬ復旧工事に対
する国の支出がややもすれば妨げられ
ておるのは、その査定の杜撰なところ
から来ておる。水増しがあるところか
ら来ておる。信用がなりがたい、契約
をすれば半額にも下るといふ事実が幾
多発見せられるところから、さうい
うやうな不信が発生しておると思ふの
です。それで行政監察局が今必死になつ
てさういふことにもう幾つておいで
になることは私も認めますけれども
が、陣容は足らず場面は広し、相当困
難してはおいでになるでございしま
す。昨今この予算を審議しておる実
情に照して見ても、皆さんがたは現地
を視察せられて、地方からの申出それ
をさつて例に引かれまして、河川砂
防と林野の砂防との間に管理が違つて
おる結果さういふ行かないといふこと
も興論になつておる。従つて砂防行
政を一貫せよと申さるゝといつたやうな
大きな問題にも達着するのでありまし
て、今柳下氏からの御報告もその点に
触れておつたやうに思ふのでありま
す。さういふことを忌憚なく一つ政府
に申告し、又我々のほうにも申さるる
自信があらくなるかどうか。今行政

機構の整理をやらうとしているときであります。小さい問題に拘泥して大きな結果を逸してはならぬ。この際における行政監察局の実績とそれからその所信とは将来大きな問題だと思ふんですが、局長の御意見を聞かせ願ひたい。

○説明員(山中徳二君) 只今いろいろ御質疑のありました根本的な、而も大きな問題につきましましては、御意見なり御所見をお渡しして頂いたわけでございまして、私どもの監察をいたします狙いとしたしましては、勿論個々のケースを是正して行くということが究極の目的でございまして、こういう事態を引き起しました制度なりやり方についての正すべき点を正すというふうなことにいたさねばならぬかと思うのでございまして、只今御披露申し上げましたような点につきましては更に的確にその事実を知ること、努めなければなりませんと同時に、いろいろ災害復旧に対する従来の基準のきめ方に実は無理があるのではないかと、うような点も、先ほどもちよつと御報告のうちに申し上げたんですが、そういう基準を直さないで、何といひますか、水増しがあるとか、結果が不適当だといふようなことをただけを申しますと、結局工事ができないというふうな結論になるわけでございまして、私どもの狙いと申しますのは、やはり国費の効率的な使用で、適正又は応急な工事ができることを妨げてはなりませんし、促進すべき立場にあるわけでございまして、基準なり制度の無理な点についてはどう改めるべきかという点について、いろいろ帳票を元にいたしまして、なお私どもだけでなく、私どもも必

要に應じましては行政審議会の委員に重要な問題については意見を聞く、監察について意見を聞くことができるといふようなことになつておりますので、重要な制度上の問題等については、専門のかたの意見なども十分伺つてみたいと思つてございまして、狙いとしたしましてはやはりそういう面で基準なり、制度或いは事柄によりましては機構問題等についても直すべき点は直すという所論を出してみたいという努力を続けておるものであります。それが一点でございまして、先ほど又、災害の応急工事が遅れているというふうな点につきましては、災害の復旧が原形な点につきましましては、災害の復旧が原形な点の一つの議論の分れるところでありまして、この際にもかく応急に復旧をするというところを急ぐことも、やり方の一つの方法ではなからうかと思つてあります。これらの点につきましましては私どももまだ現地の監察を滑り出したところでもございまして、今日ここに結論を出すのは尚早かと思ひますし、又部内その他の識者等にも御意見を伺いたいと思ひます。微力ではございしますが、できるだけいろいろ帳票も集めますし、検討も尽し、又各省等とも意見を戦かあせまして、制度、やり方に対する所見で具体的に成果の上るよう持つて行くというところに努力いたしたいと思ひますので、御鞭撻を頂きたいと考へます。

○天田勝正君 私は過ぐる国会には病氣のために欠席しておりましたから最近の事情は詳らかにいたしません。多分二十六年度の会計検査院の検査の実績がたしか新聞に出たときだと思ひますが、それによりますると不正予算の使用が四十二億四千万あります。この検査の基準は、全部を検査するわけにはいかないために、大体国費の二割を抽出検査したのである、当時そういう新聞が出たことを記憶いたしております。この会計検査院の発表を事実としますと、一割検査で四十二億四千万ありますから、全部では四百二十億の不正使用が行われてゐる、こういうふうなことになる。こうした事実が一方あつて、又これに対する監察の機構というものは、今言つた会計検査院もあるし、部長のおられるところの行政管理局もあるし、又各省の総務局あたりには大抵、名称はいずれでありましても、とにかく監督する機関がある。こういうふうな幾つもの機関があるにも関わらず、なお且つかような不正が次々と起つて来る。これを如何に監督して監視して、今度はこの調子では監督機関に対して又監督の機関が必要になつて来るというところで、これはもうさう煩雜になる一方ではないか。そこで私は考へるには、やはり自衛にも限度があつて、そこでやはりこれは望ましいことではありせんけれども、若干そうした不正を行つた官吏に対するところの懲戒の途が、相当強くやらなければならぬのではないか。私は今松原委員が、予算が足らないために止むを得ずしてこの不正が行われる、こういうことも確かに私はあると思ひます。併し全くそういうことのない例もある。例えば私どもが第一期国会から七回まで三年間のうち一番大きいと思つたのは、当時も新聞を賑わしました空襲木炭事件でありますけれども、あの五十四億七千万円という金がどこへ行つた

かさつぱりわからない。さつぱりわからないのみならず、その責任者がどこにもない。ところが空襲木炭事件の空襲なるところなんでありまして、起りま一体早船事件などにかまひも起りましたけれども、とにかくそれには責任者がいる。大抵の場合責任者がいるのに、この木炭事件の場合だけはどこにも責任者がおられないで、国費が五十四億七千万円という穴があいてしまつた。こういうことをやらしておつたんでは、到底如何に御監察になりましても、これは肅正を私はできない、こう思ふのです。そこで行政管理局といたしましては、今非常にやつておられるということを、非常に骨を折つてやつておられるのを聞いて、私も喜んでゐるのであります。こうした面に対する一体処理をどうなされるつもりなのか、これを先ずお伺ひしたい。

次はやはり何と申しますか、道義の高揚ということになるでありまして、うけれども、これをしっかりと持ちまさんと、やはり蟻の一穴で、それからだんだん巾が拡がって来る。これは極く最近私が経験したのであります。ここにもおられる上原委員の極く近くで、他府県にまたがるところの総合開発の問題で会合があつた。これはまあ正午ちよつと過ぎに終えたのでありますけれども、この席には東京並びに埼玉の各議員もおられ、或いは西果の議事並びに官僚の人々もたくさんおられ、建設省も出ておられる。こういう席で僅か一時間かその後の会合ののちに、昼中から結局酒食の供応である。私どもは馬鹿々々しくてそれには出席いたしませんでしたが、こ

ういうことが平気で行われてゐる。そういうのに、まあ地方の役所がいかにいうばかりでなしに、やはり現在国会が米食は一切やらない。米の飯は食わん、こういうことを始めたと同様に、中央の官庁がそういう席には出ない、こういうふうにもう申合せて、これを励行する。これに違反したものは、もはやそれは何と弁解しよう、それは弁解に過ぎないといふことで、やはり相当の懲戒を加へる、こういうくらいにきつてやらなければ人数を如何に余計殖やして一心不乱に皆さんが監察しようとも、これだけ多くの工事量でもあり、仕事の量でもあり、人員の量でもある場合に、それが監察が切れるなどといふことはとてもできんと私は思ふ。こういうことで、そうした第一の点と、次には第二の道義心の高揚といふ点と、その面に対するどうした御処置をとられるお考えであるかを伺ひたいと思ふ。

○説明員(山中徳二君) 昨今の行政費の使ひ方等につきましましては、不正な事件がございしました原因といたしましては、いろいろ先ほど申し上げました制度の問題、財政の問題、いろいろの問題があるのでございまして、所詮やはりこれを運用いたしますものは人でありまして、この人の心と申しますか、これに關するもののが心と申します。いろいろの、いろいろの事象の大きなやういふ要因の一つであります。これは、まさに御指摘の通りと存じます。ございまして、綱紀の問題と申しますか、官僚の風氣を刷新するといふやうな問題につきましましては、これはひとり内閣全体の問題でございまして、監察だけの問題ではございせんけ

れども、私どものほうといたしまして、過般の庁法の改正の際に、特に監察を実施いたしました際に、綱紀上如何かと思われる事態については、任命権者に対してこちらが意見を申述べることもできるようなふうの規定することをお認め願いましたのは、私どもの畑からや人事のほうの問題に關与することになるわけでございますけれども、御指摘のように、やはりこの問題に対して触れるときには申出なければいかんというふうなところ、過去の短い経験でございまして、そういうふうな感じましたものでございまして、そういうふうな意味の規定を新たに改正することをお認め頂きましたわけでございます。従いましてそういう問題につきましては、私どももいたしましては同じ官界のことではございまして、そういう事態になりまして以上は、私どもの本来の職責に十分忠実に尽して行きたい、かように考えておる次第であります。

なお、いろ／＼責任の關係等が明確でないという点も、従来の行政機構なり何なりがやや複雑でありまして、私どもがいろ／＼監察をいたします際にも、どうも誰が責任者であるかという点、或いはいろ／＼な者が關係してゐる。もう少し行政機構の運営を簡素化すると申しますか、責任關係を明確にする必要があるのじやなからうかというふうな点もございまして、私どもの行政管理局の他の部局であります管理センターに行政運営の改善をどうすべきかという点も、運営法案というふうなものを中心にいろいろ考へておるわけでございますが、こ

ういうような点も一つのあれになるのじやなからうか、なお大変これは私ども口にはばつたことでは如何かと思つてございまして、私どもの役所が監察をやる役所でございまして、監察をやする役所を又監察しなければならんことになるのじやなからうかという点も、話もございまして、私どもも先ず、私どもの役所が先ず、この点で、従来監察なり検査をやる立場の者が、いろいろその職務の關係上陥りやすい弊害なしとしないのでございまして。先ず部内において、そういう点に新らしい清廉な、又一つの確固とした庁風を作れということをしきりに強調してゐるつもりでございまして。私ども先ずいろいろそういう面につきましては、人の仕事を正す立場にある部内の刷新というふうな点について格段の注意を払つてございまして。なお説明が何か前記してお聞き取りにいかかと思つて、私どもも、いろ／＼な遺憾な事件が起りますのは、地方にいろ／＼問題が多いわけでございまして、これが直接補助になつておられますが、県の監督等が不十分と申しますか、監督の立場がやや薄いと申すことが制度上の一つの欠陥じやなからうかと思つて、補助その他の問題につきましては、制度の問題としては間接補助という点で県を通しまして県もその立場で責任を持つて見て行く。やはり中央からなり、遠いところからの目では届かんと、そこがございまして、ありま

なが大問題でございまして、私どもも勿論目を追つて、この立場から、ここのうに直して行けるということを申上げ、私どもの口にはばつたのでございまして、私どもの手えられませんでした分野におきましては、只今申上げましたような点で工夫をし、努力もいたしたい、かように考へておられます。

○天田勝正君 ちよつと私今速記がとられておりますから、そこで若しそれが感じ方によつては別な意味にとられ、その意味があつたものであります。そこをちよつと訂正しておきたいと思つたのですが、それは上原委員の地元でありますが、私どもが出席しなかつたということ、私どもが出席しなかつたということ、ここの言葉が私が使つておつて、そうすると取りようによつては、上原委員等が出られたというふうにもとれると思つて、それはそれで、私どもも出なかつたが、上原委員もたま／＼出られなかつたので、私は素直な気持ちでそれは引例したわけなんです、これははつきり、私事に互らうだが、速記がとられてゐるから、訂正しておきます。

それからもう一つだけ……。私がこまかいことをよつて言つてわけじやありませんが、恐らく管理庁でも御存じだと思つて、各役所共に、例えば自動車の問題についてだつても、これはも警視庁の各係を招ぶのが慣例になつておるのです。恐らく御承知だと思つて、実にここの馬鹿々々しいところからものが来るといふことを私は指摘したい。なぜにそれ／＼の役所が持つておる車のために警視庁を招ばなければならぬか。来ますれば、又招ぶことが当然で、それでないとか次に敵討をされるというふうなことを平気で言つておるのだね、ここのうことではもう……。これは役所間それぞれの責任、権力を持つておる部局部局によつて、じや今度他の役所を呼ぶ、ここのうことになつてしまつて際限がない。あなた管理庁で監督されるようなことをやつておるということ

を申上げておるのじやなくて、そういう実例を私は知つておるがゆゑに指摘して、ここのうところから防がなければならぬ。これは容易ならざる問題になつて来る。だから推定しても何百億という不正が行われるようなことができて来る。これらの、今言つたのは不正にも何もないと申す。併しそういう接待費などというものは予算のどこにも計上してないことは、どなたも承知しておられる。それがあえて行われおる。ここのうことです。

○委員長(小酒井義男君) 午後引続いて説明を受けることにいたしますので、これから休憩に入りたいと思つて、すが御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは午後一時三十分から再開いたします。午後零時三十一分休憩

午後二時二十六分開会

○委員長(小酒井義男君) それでは内閣委員会を再開いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず提案の理由及び法案の内容について説明を求めます。

○政府委員(南好雄君) 建設省設置法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

去る九月下旬の台風十三号により東海地区の海岸がこわむりました被害は激甚を極め、その復旧及びこれと関連する改良工事の施行には約二百億円を要する見込であります。

併しこの工事は愛知、三重及び静岡の三県にまたがる極めて大規模なものであり、且つ、短期間にこれを完了する必要があり、関係地方公共団体の力を以てのみでは工事の施行に万全を期し得ない状況でありますので、これらの地方公共団体からの工事の委託を受け、国において工事を施行し、その万全を期したいと思つて、であります。この委託工事も相当な工事量となり、臨時に中部地方建設局に海岸防建設部を設置し、工事の企画及び設計並びに工事の指導、監督に当らしめる必要があり、建設省設置法の一部を改正しようとするものであります。

以上、建設省設置法の一部を改正する法律案について説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(小酒井義男君) 続いて水野文書課長から法案の内容についての説明を求めます。

○説明員(水野孝君) 台風十三号によりまして、この地帯には非常な激甚な被害をこうむりましたことは、只今提案理由で述べられました通りでござい

を受けたのでございます。又熊野灘方面の海岸も甚大なる被害を受けたのでございます。愛知県におきましては、渥美湾、知多半島、伊勢湾に面する海岸は甚大なる被害を受け、特に吉田町、一色町の惨状は甚しいものがあつたのでございます。静岡県におきましては浜名湖の川口附近の砂丘が今回の台風により飛ばされまして、そのために幅口が広くなり、波浪が内部に浸水し、そのため湖岸一帯は甚大なる被害を受けた次第であります。この海岸堤防につきましては災害復旧をいたしますと共に、或る程度の改良工事を迅速にいたしませんという、再度災害をこうむる虞れが多分に存するわけでございます。

そこで建設省といたしましては、この災害復旧並びに改良工事を種々調査、計画いたしておりますが、只今までの推定によりますと、この総事業費といたしまして約二百億圓を要するのではないかと考へておられます。そのうち約百億圓は災害復旧の工事費でございまして、残りの百億圓が改良工事の費用というふうに推定をいたしております。そこでそういうふうな歴大な事業費でございまして、地元の愛知県、三重県等におきましては、県のみでこれを遂行するということとは到底できがたい關係にございまして、その重要な箇所、只今のところその事業量の約六割程度、即ち百三十億圓程度と考へておられますが、この程度の事業を建設省で委託を受けまして、できるだけ短期間にこれを完成して行きたいというふうに考へております。只今のところ、建設省といたしましては三カ年を目途にいたしまして

できるだけ速かにこの工事を完成して行きたいというふうに考へておられるのでございます。そういういたしますと、建設省で委託を受ける工事量も相当な量となるのでございまして、現在名古屋に中部地方建設局という出先機関がございしますが、この出先機関におきましてこの工事を責任を持って遂行する關係上、或る程度機構を整備いたしたい。そこで海岸堤防建設部という部を臨時に作りたという考へでございまして、建設省設置法の第十四条におきまして地方建設局の部が法律に規定されてございまして、即ち庶務部、企画部、工務部、営繕部、この四部が置かれることになつております。この四部のほかに新たに臨時に海岸堤防建設部を設けたというものがこの改正案の内容でございまして。

そこでこの海岸堤防建設部を設置いたしまして、この工事の完成に要する所要人員が約二百名ばかりと考へておられますが、この二百名につきましては定員の増加を一切いたしませんで、本省、他の地方建設局から融通をし、或いは地元の三重県、愛知県等から応援して頂く、こういうことによりましてこの所要人員は充足して行きたい。従いまして定員の増も、この部新設のために所要経費の増というふうなこともいたさないというふうに考へておられるのでございまして。

甚だ簡単でございしますが、以上で私の説明を終ります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは本法律案についての御質疑を願ひます。

○松本治一郎君 お尋ねしたいのは、これは海岸堤防建設部が直轄にやるん

ですか。それとも特定の組に命じて仕事をさせるのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。これは御承知の通り三重県それから愛知県が補助を受けてやる事業のうち、その工事の非常にむずかしい部分にだけ建設省が責任を持つてやろう、こういうのでございまして。従つて委託を受けてやるのであります。直轄という言葉は或いは当らんかとも存じますが、建設省が責任を持つてこの歴大な事業量のうち約六割につきまして建設省がやる。で御承知の通り直轄という言葉から参りますと、今までの中にもありましたように地方建設局がみずから仕事をやつておられる例もございまして。又請負に出してその請負人を監督しておられるものもございまして。併し三カ年の間に約二百億圓になん／＼とする大工事のうちの約六割のものをやつて参りましたといういたしますならば、恐らく今まで一部やつておりましたように建設省みずから職員を入れて直営工事のようになつてやる量は殆んどむずかしいから。従つて現在の建設業者の中から本工事を施行するに適當と思われるしつかりとした人たちに、よく事業上の連絡をとりまして、そうして請負に出してこれを監督して責任を持つて行きたい、こういうふうに私たちが今このところは考へておる次第であります。

○松本治一郎君 そういうやり方は往々に／＼問題が起りますやういのです。私の過去の体験から考へますと……。今までのやり方でやらしてやうして監督するということができないういう建前から、そういうものを今度作られようとするのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。そういうわけではないのであります。御承知の通り直轄工事でありまして、国の予算の中に計上せられて地方建設局がみずから事業をやつて参るのでございまして。この工事は御承知の通り一部はいたしますが、大部分は愛知県と三重県に補助を出して、そうして愛知、三重の両県でやつて行く、こういう形の事業でございまして。併しながら非常に工事の中にむずかしいものがございまして、愛知県なり三重県なりの現在持つております土木部の技術ではやりがたいものがある。そこでございまして。そういうものについては内務省以来古い伝統を持つております建設省の河川局或いは地方建設局の技術を動員することによつて本事業の本当の意味を達成することができると、形は少しおかしいけれども、工事を委託して建設省でやつてくれんかという公共団体のいわゆる依頼がございまして、そういう形で工事をこゝれからやつて行こう。併しそういういたしましたも、建設省全体がこれに責任を持つてやつて行けばいいのでございまして、出先のこともあり、直接本省に困難でございまして、たゞ／＼ありまする中部地方建設局に一つの責任部を設けてまして、その部が中心になつて動いて参る。勿論これだけでは十分に行きませんので、技術を擧げて我々は応援するのでございまして、責任の所在を明らかにするために、中部地方建設局に一つの部を設置いたしたい、こういうのがこの法律を提案いたしました目的なのでございまして。

○松本治一郎君 今の御説明では、内務省の土木部にあつた技術者がそこに行くというように御説明になりましたが、そうすると、丁度鉄道にある問題と一つも変らないやうな感じがするのです。鉄道関係の工事は皆鉄道に以前おつた技術者が名義だけ出して、そしてだるま口銭で懐をぬくめて粗末な仕事をさせておられるのが今日の状況です。それで今度そういうものを設けるといふことは、その鉄道の二の舞を踏んで、内務省におつた古い技術者が金儲けの舞台を作らしてもらつてというやうな感じを私は受けるわけですが、そういう嫌いはないのですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。私が申し上げた言葉を松本委員は何か間違つて御解釈になつておられるのでございまして、私申し上げましたのは、昔からおつた古い人たちの名前を出しておる者に委託をさせるということとを申上げておられるのではないのです。従来先ほど申しましたように、現在三重や愛知におります土木部の技術では、やりにくいようなむずかしいところが今度の海岸堤防にはございまして。そういうものについては、従来から古い伝統を持つてこういうことに當つておつた建設省のほうから、しつかりとした工事をやつてくれる見通しがあるから、そこで愛知なり、三重が工事を委託するということになつたので、こういう一部改正の法律をお願い申し上げるのだ。實際は今までは道路や或いは河川改修をやりましたように、地方建設局みずからが工事に當るといふやうなことをやつて参りましたが、こういう大きな歴大なあれでございまして、建設業界におきます一流のこういう方面に十分に経験を持つた、しつかり

りとした業者に委託請負をさせま
して、この請負仕事を監督することによ
つて、二つの県、或いは三つの県の委
託をさせられた本来の趣旨に間違わん
ように、しつかりとした仕事をやつて
行きたい。こう申上げたので、決して
古い技術者が顔を出しているようなと
ころに請負をさせたということを申上
げたのではないのであります。

○松本治一郎君 今の説明でわかりま
したが、ところがそういう難仕事に経
験のある組に命じて、仕事をさせると
いうような説明でしたが、それはそれ
でいいんです。ところがその経験のあ
る組の下には、今現在各県の仕事を請
負つておる人たちがたくさんありま
す。実際の仕事はほかの人がやりま
す。その組がやるのではないのですか
ね。そういう点をよくお考えになつ
てもらいたい。実際の仕事は経験のな
いと思われる人たちがやるので
す。ただ看板だけは政治につながつた
大きい組が出すか知らないが、実際の
仕事に携わるものは経験のないと解せ
られておる小さい組がやるのです。こ
ういうことはおわかりですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ
ます。よく組の請負などにつきまして
は、いわゆる名のある組がこれを受け
まして、そのままこれを下に下請させ
る。いわゆるピンはねだけをやつてお
るというふうな事例も伺います。併し
先般建設法の一部を改正いたしました
で、一括下請というものを禁止いたし
ました。実際問題として、それを大き
な組といたしまして、すべてを自分
の手でやるというものはなか／＼困難
でございます。従つて一部を下請に出
すというものは、私はこれは止むを得

ないことであり、又そうすることに
つて、仕事の促進も図り得るものと考
えますので、御趣旨のように、実際の
仕事をやつておるのを監督いたしまし
て参りますれば、下請にも出ておるか
も存じませんが、本当はやはり
相当のしつかりとした建設業者が自己
の責任において部分的に下請を出すよ
うなことは、これは言うまでもない。
又そういうことがありまして、今申
しましたようにこういうことは我々過
去におきましていろいろ／＼こういう工
事につきましても経験もございまして、
又技術の自信もございまして、私は
そういう点を十分に意識して監督して
参りますならば差支ないもので、こうい
うふうにお考えでおるのでございます。

事実これだけの仕事を三カ年間に建設
省でみずから下まで全部やつて参りま
すことは、実際問題としてなか／＼私
はできかねると思ひます。要は短期間
にしつかりとした仕事をやらすために
は、従来からいろいろ申されておるま
すような弊害を極力この際は除去する
ように仕事の監督もいたさなければな
りませんが、そういう趣旨において工
事をやつて参りますならば、松本先生
あたりの御注意に背かないようにしつ
かりとした仕事ができるものだ。これ
は御承知の通り本当は相当人員も増し
て行つてやつて参りたかつたのでござ
いますけれども、御承知の通り行政整
理も政府におきまして一生懸命やつて
おります関係もございまして、建設省
の責任において今持つておる人間を極
力採用いたしまして、そうして建設業
界に対してもこの仕事の持つておりま
す意義を十分理解して頂いて、世の
中の指導を受けられないような立派な工事

を官民一体となつてやりたいものだ。
そういう趣旨におきましてもう二、三
回一流の業界のかた／＼にも集つて頂
きまして、建設省が悲壯な決心をして
おります理由をよく理解して頂いて
つて、着々と実際問題としては段取りを
つけておるようなわけなんでもござい
ます。併し何と申しましてこれほど大
きな仕事でございまして、十分に只
今の御趣旨は本仕事を監督する上にお
きまして、私たちが十分に組入れま
して万漏のないように考えておる次
第でございまして。

○委員長(小淵井義男君) それでは質
疑を続行いたします。

○竹下豐次君 この所要人員は二百名
です。定員の増加は行わない、本
省各地方建設局等から融通すると共に
地元県庁からの応援によるものとす
る、これは地元県庁からの応援を含め
て二百名なんですか。国家公務員だけ
が二百名という意味でございましてか。

○政府委員(南好雄君) この二百名は
本工事の施行監督についての総人員の
意味でございまして。従つて三重、静
岡、愛知の三県庁から実際に応援して
下さる人も含んでの数でございまして。
○竹下豐次君 そうすると、地元県庁
からの応援が二百名のうちでどのくら
いになりますか。結局逆にお尋ねして
もいいのですが、国家公務員は二百名
のうち何人おられますか。

○政府委員(南好雄君) だん／＼やつ
て参りますと、多少その間のことは変
つて参りますし、と思ひますが、今の
ところでは建設省及び地方建設局から
出ます人間は約五十名、それから三
県から出る人間は百五十名という大体
見当を付けております。

○竹下豐次君 その五十名のうちの大
部分は中部地方建設局内部の人が仕事
をされるのじやないかと思ひますが、
よその建設局なり本省から持つて行か
れる人はどのくらいですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ
ます。御承知のように建設省の仕事に
つきましては、従来からも災害の査定
とか監督とか申しますことにつきまし
ては、各地方建設局から人間を集めま
して、そうして北九州の今度の災害あ
たりにも日本中の地方建設局の人間が
行つておるような実情でございまして。
今御質問ございましたように五十名の
ものはむしろ他の局からの応援しま
すものが大部分でございまして、中部
の人たちはむしろ少くおると思ひます。
中部建設局のほうは相当たくさんの方
事を持つておりますので、その間にお
ける人員の融通は私は却つて他の局の
ほうがいよいよじやないか、こういうふ
うに考えます。

○竹下豐次君 そうすると、現在ある
四つの部門のうちからさかれるという
ような余裕はないからよそから持つて
来る、そういうことになるわけですね。
○政府委員(南好雄君) その通りで
ございまして。

○竹下豐次君 それは兼務の形になつ
て行くわけですか。

○説明員(水野孝君) 他の地方建設局
なり本省から、この建設局に参ります
ものは定員を移して参りたいと思ひま
す。三カ年続きますので工事の定員
を、一応他の地方建設局の定員は、こ
れは建設省の省令で定めることになつ
ておりますから、省令を改正いたしま
してこれを移して行くことにしたいと
思ひます。

○竹下豐次君 省令によつてですね、
わかりました。

○上原正吉君 この海岸堤防の必要な
工事は地盤の沈下によるものだという
ことを最初伺つたのですが、それはど
うですか。

○政府委員(南好雄君) 全部が全部そ
うとは考えておりませんが、地盤沈下
によつて多少低くなつておる所へ、先
ほど文書課長が申しましたように、台
風が上つた時には丁度満潮時だとい
うので、相当大きな被害が起きたので
ございまして。で一週あつたことでも
ございまして、又あるものと考えます
ので、相当程度、単に一般の原状回復
のような災害復旧だけでは困るという
ので、この際は海岸堤防を相当程度高
上げをしなければならぬというのが、改
良工事が百億にも達する原因になつて
おるような次第でございまして。

○上原正吉君 私はたまた／＼あの飛行
機の上から現状を見ておるのですが、
相当に深く海水が浸入しているの
ですね。二階までつかつておる農家が上
からたくさん見えます。そうすると地
盤が沈下してあんなに堤防が切れてい
るのですから、海の水と耕地の洪水と
は水位がちゃんと平らになつてしまつ
ておるのです。それで殆んど二階の下
の底が半分しか水の上に出ていないと
いうような所がたくさん見えたので
から、あんなに低い所が、あれは沈下
してあんなつたのだと思ひます。まだ
だ沈下して行くのじやないかと思ひ
まして、そうだとすると、これはちつ
とやそつとの嵩上げじや又近い将来に
そういう災害が発生することになると
おきかたと思ひます。

○政府委員(南好雄君) どのほうのを御覧下さつたのか私存じませんのです。あの中には干拓をやつておるものがございます。従つて干拓やつておるものは堤防をこしらえて潮水を汲出したものでございまして、その堤防が切れますと、もと／＼低い、水が溜つておつた所でございますから、水が入つて来るというふうな実例もあるものでございまして。地盤沈下をいたしまして、何十年間に何尺という程度でございまして、この際三メートル五〇くらゐのものを五メートル五〇くらゐまで持つて参りますれば、こゝ当分は單なる地盤沈下だけではそんなにあつたような被害を被る／＼繰返して行くようなことは私たちが考へておらん次第でございまして。

○政府委員(南好雄君) 中部建設局におきましては、恐らく中央の企画業務だけでございまして、別に庁舎が新たに要するといふようなことはありますまいと思ひます。ただここに御承知のように三重県に一カ所、愛知県に一カ所、地方事務所を置きます。その事務所が中心になつて現場をやつて参りますから、その程度におきましては二カ所の庁舎は新たに設置しなければならぬ、こゝういふふうにお考へておられます。

○説明員(山口西君) この前の国会中に本委員会の席上御発言がございまして、丁度当時日本国有鉄道の財産管理上の問題が表面化してございまして、その点について調査をするようにというお話がございまして、私どもはこゝういふ計画を立てまして、主として財産管理運用の面を一応取上げて調査いたすことにいたしましたのであります。国鉄の監察につきましては、問題といたさなければならぬ項目は相当多岐に亘つておると思ひますが、最初の調査といひましては、本委員会の御発言の趣旨に副ひまして、先ず財産管理の状況を取上げてみたのであります。この財産管理は国有鉄道が持つております土地、建物等が全国に非常に数多くあるわけでありまして、これの管理機構といたしましては二十七の管理局と、八つの工務事務所がございまして、それが第一線として主として管理をいたしてございまして、私どもはこれを調査いたしました。全国監察局がございまして、これは全国的な規模で調査したほうがよろしいという観点から、全国の地方の監察機関を動員いたしまして、その実態を調べたのであります。午前中は監察部長からお話がございまして、目下調査を継続いたしてございまして、丁度始めましたのは九月初めからやるといふことになりました。調査は九月中頃から手が着きましたので、目下まだ最終的な取まとめができる段階ではございません。ただ併し或る程度の見通しがつく程度までの調査ができておりますので、その概況を申し上げます。

○政府委員(南好雄君) どのほうのを御覧下さつたのか私存じませんのです。あの中には干拓をやつておるものがございます。従つて干拓やつておるものは堤防をこしらえて潮水を汲出したものでございまして、その堤防が切れますと、もと／＼低い、水が溜つておつた所でございますから、水が入つて来るというふうな実例もあるものでございまして。地盤沈下をいたしまして、何十年間に何尺という程度でございまして、この際三メートル五〇くらゐのものを五メートル五〇くらゐまで持つて参りますれば、こゝ当分は單なる地盤沈下だけではそんなにあつたような被害を被る／＼繰返して行くようなことは私たちが考へておらん次第でございまして。

○政府委員(南好雄君) 兵庫県の六甲の災害の際に県の工事を建設省で委託をやりました実例がございまして。○竹下豊次君 この臨時の部がございまして、現在の機構ではどの部の仕事になるわけですか。営繕部か、工務部か……。○政府委員(南好雄君) 地方建設局の部を御覧下さいればわかりまして、設計は企画部へ参りましたり、工事の現場監督は工務部へ参りましたり、そういうふうなこの海岸堤防一括いたしました責任はないのでございまして、それ／＼仕事に従つて各部が監督するといふことになつて参ります。○野本吉吉君 そういう仕事をすると、庁舎その他の所要設備と申しますか、そういうものはあるのですか。

○政府委員(南好雄君) 中部建設局におきましては、恐らく中央の企画業務だけでございまして、別に庁舎が新たに要するといふようなことはありますまいと思ひます。ただここに御承知のように三重県に一カ所、愛知県に一カ所、地方事務所を置きます。その事務所が中心になつて現場をやつて参りますから、その程度におきましては二カ所の庁舎は新たに設置しなければならぬ、こゝういふふうにお考へておられます。

○説明員(山口西君) この前の国会中に本委員会の席上御発言がございまして、丁度当時日本国有鉄道の財産管理上の問題が表面化してございまして、その点について調査をするようにというお話がございまして、私どもはこゝういふ計画を立てまして、主として財産管理運用の面を一応取上げて調査いたすことにいたしましたのであります。国鉄の監察につきましては、問題といたさなければならぬ項目は相当多岐に亘つておると思ひますが、最初の調査といひましては、本委員会の御発言の趣旨に副ひまして、先ず財産管理の状況を取上げてみたのであります。この財産管理は国有鉄道が持つております土地、建物等が全国に非常に数多くあるわけでありまして、これの管理機構といたしましては二十七の管理局と、八つの工務事務所がございまして、それが第一線として主として管理をいたしてございまして、私どもはこれを調査いたしました。全国監察局がございまして、これは全国的な規模で調査したほうがよろしいという観点から、全国の地方の監察機関を動員いたしまして、その実態を調べたのであります。午前中は監察部長からお話がございまして、目下調査を継続いたしてございまして、丁度始めましたのは九月初めからやるといふことになりました。調査は九月中頃から手が着きましたので、目下まだ最終的な取まとめができる段階ではございません。ただ併し或る程度の見通しがつく程度までの調査ができておりますので、その概況を申し上げます。

○政府委員(南好雄君) どのほうのを御覧下さつたのか私存じませんのです。あの中には干拓をやつておるものがございます。従つて干拓やつておるものは堤防をこしらえて潮水を汲出したものでございまして、その堤防が切れますと、もと／＼低い、水が溜つておつた所でございますから、水が入つて来るというふうな実例もあるものでございまして。地盤沈下をいたしまして、何十年間に何尺という程度でございまして、この際三メートル五〇くらゐのものを五メートル五〇くらゐまで持つて参りますれば、こゝ当分は單なる地盤沈下だけではそんなにあつたような被害を被る／＼繰返して行くようなことは私たちが考へておらん次第でございまして。

○政府委員(南好雄君) 兵庫県の六甲の災害の際に県の工事を建設省で委託をやりました実例がございまして。○竹下豊次君 この臨時の部がございまして、現在の機構ではどの部の仕事になるわけですか。営繕部か、工務部か……。○政府委員(南好雄君) 地方建設局の部を御覧下さいればわかりまして、設計は企画部へ参りましたり、工事の現場監督は工務部へ参りましたり、そういうふうなこの海岸堤防一括いたしました責任はないのでございまして、それ／＼仕事に従つて各部が監督するといふことになつて参ります。○野本吉吉君 そういう仕事をすると、庁舎その他の所要設備と申しますか、そういうものはあるのですか。

○政府委員(南好雄君) 兵庫県の六甲の災害の際に県の工事を建設省で委託をやりました実例がございまして。○竹下豊次君 この臨時の部がございまして、現在の機構ではどの部の仕事になるわけですか。営繕部か、工務部か……。○政府委員(南好雄君) 地方建設局の部を御覧下さいればわかりまして、設計は企画部へ参りましたり、工事の現場監督は工務部へ参りましたり、そういうふうなこの海岸堤防一括いたしました責任はないのでございまして、それ／＼仕事に従つて各部が監督するといふことになつて参ります。○野本吉吉君 そういう仕事をすると、庁舎その他の所要設備と申しますか、そういうものはあるのですか。

料又は無断使用の事例がございますが、場所をいたしましては相当たくさんございまして、まあ数十カ所ございまして、これは一応場所は省略させていただきます。

それから次の項目といたしましては、国鉄の用地が、何と申しますか、外郭の団地と申しますか、関係の非常に濃い団地に不当に貸付られておると思われるものがございます。そのうちその使用者がこれを他に転貸しておる、又貸しをしておる、その関係上巨額の中間の利得というものがあつて、それから又不当に国鉄用地が民間の営利事業に利用されているもの、そういうふうな観点から見られますものがございまして、例えば酒生会というのがございまして、これは本来は石炭、炭、炭等の処理、それから軌道建築工事というものをやることになつておりますが、これが国鉄から駅構内その他高架下等を約千三百平米ばかり借受けまして、その極く一部分を事務所その他に使つておりますが、他はこれを店舗に改装して転貸をいたしておる。そのために二百五十四万円ぐらゐの利益を、中間利益と申しますか、を得ておりますが、別に保証金を約六百万円近く徴収いたしております。それから日本運輸倉庫というものがございまして、これは国鉄及び日通の退職者で作りましたものでございまして、国鉄の倉庫を借りまして、これを比較的安く借りて、そして東京都に転貸をいたしております。関係上、年間の関係で七百九十万円ぐらゐの差益、それから名古屋の笹島駅のところには、国鉄倉庫がございまして、これを借りて又転貸をしておりますが、そ

れで現在まで七百二十万円ぐらゐの利益を得ております。そのほか大阪あたりにも高架下の転貸しを受けて、そうしてそれを食堂街にしまして、そうして国鉄のほうには比較的安い料金を払つて多額の保証金を取つたり、又転貸差益を取つたりしておる事例がございます。かなり数がたくさんございまして、それからもう一つは、国鉄の用地が貸付の目的に違反して民間に使用されておるといふものもかなりございまして、従業員の前泊所を作るといふ名目で借りまして土地を、実際は第三者がそこで旅館を建設しておるといふようなこと、そういうふうな事例がございます。それから外郭の団地につきましても非常に多いと申しますか、特権的な用地の優先的貸付をやつておるといふものもございまして、そのほか構内営業料金の算定の基礎となり業者の売上高報告が正確でなく、従つて非常に構内営業の料金の徴収が十分に行われていないというものがございまして、これも実は構内営業を一番たくさんやつておる団体としましては弘済会があるものでございまして、これにつきましても全国的規模でありますから、別に調査をいたしておりますが、それを除きまして今まで調査いたしました十九ほどの事例がございまして、その調べましたものだけで十二億六千万円ばかりの過小報告、これが全部減収になるわけではございませんで、これを基準にして営業料金を算定するわけでございます。その基礎になる数字でございまして、そういうふうなものが比較的管

で、まだかような事例はかなりあると思ひますが、岡山、鳥取、山口、群馬、函館、福島というところなど、このような事例が報告されております。

それから鉄道弘済会、これは先ほど申し上げましたように、まだ取まとめをする段階ではございせんが、今までに

出しておりますので弘済会が経営委託を更に第三者にいたしまして、そうして中間的な利得をしておるといふものが相当にたくさんございまして、札幌、高知、長崎、名古屋、千葉、広島、山口という各地方で報告されております。これはまだ目下報告が集り切つておりませんので、そのほかのところからもあるのではないかと予想されております。で結局総額がどのくらいになるかというところにつきましては、まだ申上げる程度の整理をいたしております。

財産運営の状況につきましては大体かような点が相当問題であると思ひます。全般的に現在まで見て参りましたところ、欠陥と思ひますことは、附帯事業と申しますか、かような鉄道の収入の方面で行きますと雑収入といふことにいたしておりますが、雑収入の部面についての注意が非常に薄いように考えられます。で二十七年度の実績によつて見ますと、雑収入は全体で約二十億足らずです。雑収入決算として二十四億九千六百万円目下計上されておりますが、このうちには約五億五千万円ばかりの恩給納付金がございまして、これははたして国庫のほうへ納めなければならぬ金でございまして、これを除きますとちよつと二十億に足らないわけでございます。で比較

的輕視をされておるわけでありまして、併し大体国鉄の運輸収入はまあ二千億もございまして、その対比から見ますと非常に少いようでございますが、これは実は経費をあまり伴わない収入でありまして、日本国鉄としましては相当重点を置いていないのではないかと考えられるわけでありまして、この面に対する配慮がまあ比較薄いと申されますのは、人員の配置などを見ましても全体で土地建物の関係が本庁で三名、地方で二百五十六名合計で二百五十九名、それから構内営業の関係が本庁に三名それから地方に五十名で五十三名というふうな配置になつております。現在これらの人たちが担当しております仕事の内容は非常に事務量が膨大でありますので、この程度的人员であれば、まあ先ほど私が御報告申上げましたような事務が或る程度現われてもまあ止むを得ない事情もあるのではないと思はれるほどでありまして、もう少し中央におきましてこ

ういう方面に重点を向けられるように将来改善の必要があるのではないかと、このことを今の段階で感じております。

で、財産管理運営に対する事務が全般的に極めて適正でないのではありませんが、実は財産運営につきましても管理の規定が本場に整備されておりました。固有財産の管理規定が一時過渡的に適用されておりましたが、それがたしか二十六年の十月であつたと思ひますが、適用除外になりましたから、それに代るべき制度が不備な点がございまして、この点についてもう少し再検討して固有財産の所有にかかるといふことは、これはまあ原資的には

的なものがあるという点を指摘いたしまして、こういう点について公平な取扱いをするようにという勧告を運輸省に對して、その当時はまだ私どものほうは設置法の改正の前でありまして、国鉄側についての調査はいたしておりませんでしたが、運輸省に對して申上げまして運輸省から国鉄のほうに注意をして頂いたのですが、実は国鉄の本庁におきましてこの必要を感じて指令を出されたのですけれども、今回調べて見ますと、まだ先ほど申上げましたような点についていろいろの問題が残っておりますので、やはりこういう歴大な組織になりますと、相当末端の状況をよく握るような方法を考える必要があるのではないかとこのことを感じておる次第であります。で、これらの点につきまして、いろいろ管理運用の面の改善の方策を立てまして、運輸省、国鉄などに勧告をして将来の運用の適切な期して行きたいと思っております。

大体の状況はさうであります、特にこの前御発言がございました鉄道会館とそれから交通公社の問題につきまして概要を申し上げます。これは先ほど申上げましたように一般的状況の一つの例でありまして、特にまあ東京の玄関口であつたり、金額も比較的大きかつたりしました関係で、この問題だけがひどく取上げられておるような恰好でございますが、私どものほうで調査いたしました全般的な観点から見ますと、これはまあ一例に過ぎないといふふうな感じがしております。時間も過ぎますので極く概略を申し上げます、鉄道会館の問題といふのは、丁度昨年が国有鉄道の八十周年記念でござ

いましたので、これを機会に東京駅の八重洲口が数年前に焼けたりましたし、跡が非常に見苦しくなつておる。この際記念事業としてあそこを少し立派にしたいというのが事の起りのようでございますが、総工費約三十億圓くらいであそこを十二階建ての駅本屋を建てる。併し駅といはしましてはそんなに、十二階も要らないのであります。一階だけあればいいのであります。土地の効用と申しますか、非常に経済的価値もある場所でありまして、駅だけで一階だけの建物ではもったいないといふようなことで、十二階を建てるような計画に進んだようでございます。それにつきまして実は国有鉄道といはしましては建設改良事業がございまして、保線なども十分にできないといふ経費の状況でありますので、駅舎などにさう多額の金額を費やすことは適當でないといふので、まあ比較的金額が少い約二億三千万圓程度を国鉄といはしましては予定をいたしましたのであります。三十億もかかるのに二億三千万圓ですが、あとは民間の資本を導入しようといふことで、鉄道会館といふものを作つたわけでありまして、これにはまあ幹部といはしましてはもと鉄道関係の幹部の方々が主体になつて作られたものでございまして、これと共同して駅本屋の建築をするといふようなことで進んで参つたのであります。

この経緯を少しく申し上げますと、二十七年の五月二十三日に日本国有鉄道の部内に東京駅八重洲口駅本屋建設委員会といふものを作りました。これは部内の職員だけで構成されました委員会でございます。この委員会で案を練りまして、翌月の六月三十日に大

の成案を得たわけです。それと同時にその日に、六月三十日に国鉄の總裁から現在の鉄道会館の社長になつておられます加賀山さん宛にこの事業に関する協力の依頼をされたわけでありまして、これに對しまして加賀山さんのほうから承諾がございまして、それから具体的に折衝をして参つたのであります。七月三日に国鉄に監理委員会というものがございまして、これは現在は経営委員会になつておりますが、まだ昨年は監理委員会、今年の七月までは監理委員会であつたわけですが、監理委員会に諮りまして決議をしております。加賀山さんのほうから御回答のありましたのは七月三十日丁度一ヵ月経過しております。どういふ方針でこの鉄道会館の仕事をするかという詳細な点についての指示を要請をして参りました。それに対して九月二十五日に国鉄總裁から加賀山氏宛に基本契約といふものを呈示いたしました。契約の基本条件を呈示いたしました。九月二十六日にまあ請書と申しますか、加賀山さんのほうからの請書が出ておるわけでありまして、そういうことで二十六日の請書によつて基本契約が成立したといふ見方になつておるのであります。実はこの契約は非常にいふゆる基本契約といわれておるものでございまして、未確定の部分が多いたくさんございまして、その後いろいろ協議の結果だん／＼細かい点がきまつて来ておるのであります。工事の点につきましても、工事費の分担などにしましても、実はその後二回に亘つて修正をいたしておりまして、本年の七月十四日にその次の修正を一遍いたしてお

ります。それから更に八月八日にも一度修正をいたしております。現在は本年八月八日に修正いたしましたものが基礎になつております。これは工事費の分担の仕方でございます。詳細は省略いたしますが、だん／＼と国鉄のほうの分担を少くして行つたわけでございます。現在でさう上りました協定では、一階だけを国鉄が使う、他は大體において鉄道会館が使うことになりまして、分担保を容積比率にいたしましたのであります。そういうことで分担保を分けまして、最初はさうでなしに、利用する面積、共用部分については折半とする、そういうふうなことでありましたから、国鉄の負担金額が非常に多かつたのであります。今年の八月八日になりました協定では、大幅に国鉄側の負担が減額されて参つております。

これが大體の経緯でございますが、ちよつと順序が悪かつたのであります。最初にもう一つ申上げておきたかつたことは、駅本屋のことを只今申上げましたが、実はあそここの鉄道会館の問題といはしましては、ちよつと地圖を持つて参りませんでした。東京駅の線路が通つております、今十五番線までございまして、あそこ下のほうをいわゆる高架下と言つております。高架下を相当手入れをいたしまして、すでに御承知かと思ひますが、あそこ土産物とか、いろいろ店屋が出ておりますが、まあ名店街という言葉が新聞などでも使つておりますが、名店街といふものができております。あそこ名店街のできております所は、やはり鉄道会館が使つておるわけであり

ます。そして鉄道会館からあそこに出してあります人たちに貸しておるわけでありまして、それから今度、今工事のほうから言ひますと丁度根柢をやつております工事場が駅前にございまして、あそこ十二階建て、現在のところは十二階の許可はございせん、八階までの許可でございますが、八階建ての建物の建築をやつたつあるわけでありまして、その建物を先ほど私が申上げました駅本屋と言つておるのであります。この駅本屋と、今の名店街のあります高架下との間が少し空いておるのであります。その空いておる部分には将来二線くらい鉄道を入れる予定線になつておるのですが、それまでの間空けておきますと、通るにしましては傘をささなければならん、雨が降れば傘をささなければならんといふような関係も参ります。あそこを上屋で覆ひてしまふといふことにはいたしまして、実はあそこ鉄骨を建てまして、さうして鉄骨の上屋を作ることにした。それが現在一期工事で半分ほどできかけております。そういうことで、高架下と連絡上屋と駅本屋と三つがあるわけでありまして、高架下のほうも、連絡上屋のほうも、それから駅本屋のほうも、それ／＼相当鉄道会館が使つておるわけでございます。

私もがずつと調べて参りまして、細かい問題はいろいろございまして、将来どういふふうな管理運営面を改善すればよろしいかといふような観点から見まして、ちよつとおかしく思ひます。これは、使用料の算定の基礎になります地代などが比較的近隣の地代などを調べました関係では低いといふこと、それから高架下につきまし

では、実は数字的にちよつと申上げますと、高架下と、それから連絡上屋の総工費、現在までやりました総工費が五億五千四百万円、そのうち国鉄が負担いたしましたものが二億五千二百万円、それから鉄道会館の負担いたしましたのは三億一千万円、ちよつとラウンド・ナンバーで申上げましたから数字が合わない点があるかも知れませんが、大体そういうふうな見当でございます。それで三億一千万円出しておるわけでございますが、そのうちの三億四千万円というのはすでに前家賃で鉄道会館が徴収してしまつておるわけでございます。従つて、鉄道会館といたしましては、殆んど資金が要らずに又貸しをしますから、そこの人たちから前家賃として三年分を徴収いたしました三年分が三億四千万円でございますして、大体足りておるといふことになるわけでございます。年間あそこまでのくらいのものが上るかと思はれますと、高架下のほうで六千二百七十万円、連絡上屋のほうで六千四百万円というふうなわけで、合計一億二千三百万円ほどが入つて来るわけでございますが、このうち国鉄に納めなければならぬせん土地建物使用料、構内営業料というものを積算いたしてみますと、現在の規定で行きますと、二千九十万円ばかりでございますして、鉄道会館といたしましては、差引一億二百万円ぐらゐの利益が年々上るといふ計算になつて参ります。さういふ状況になつて参りますのは、これは国鉄の構内営業の規則などが非常に不備でございますして、それら一律に売上高の千分の十というふうなものを作つておりますので、非常に金額の上る、収益のたぐさ

あるところではもう少し高率にするとか何とかという配慮が今のところございせん。むしろよその所では、国鉄が相当直営といふますか、こういう中間の機関を設けず一般にはやつておるわけでございますが、やればやれないこともありません。これらの点が将来研究すべき問題であらうかと思つております。

それから次に交通公社の問題でございますが、この前お話をございました交通公社につきましては、切符の代売というのがございます。国有鉄道の切符を売つてやる、交通公社で……。それに対して手数料を払つておるわけですが、この代売金を国鉄のほうに納むべきものが相当滞つておるといふことが決算委員会あたりで、ちよつと決算委員会でありましたか、運輸委員会でありましたか、はつきりいたしておりました。国会のほうで取上げられておりました。そういうことでその問題を同時に調べてみたかどうかという御意見がございましたので調査いたしましたのでございます。これは交通公社の代売金につきましては、いろいろ契約上の制度が變つておりました。最近でもつと變なものであります。最近でもつと變なものであります。大体従来は売上げ月の翌月の四日までに切符代は納めるといふのが建前であつたわけでありました。二十四年の五月分まではそれでやつて参つたのですが、二十四年の六月分からはちよつとその点があいまいになりまして、これは二十四年の六月と申しますと、丁度公社発足、日本国有鉄道が切替つた時期でございます。そのときに国鉄の指定する納期日ということになつたのであります。定日でなしに

と申しますのは、ほかに理由があるものであります。このときに司令部から、当時のアメリカ軍のほうから要求がありまして、代売をさせるのはよろしいが手数料を払つてはいけなないという話があつたのです。で実は交通公社の代売事業というのは、かなり一般の人たちが便利を受けておるわけでありました。で国鉄としては代売を続行させたい、併し手数料はやらないといふのは、併し困るというので、その際に便法としてやつたように思われるのであります。納期を多少緩やかにする趣旨だと思ひますけれども、国鉄の指定納期にするということにしておつたわけでありました。その状況で二十五年度の五月分までは各鉄道局長が区々にきめておつたので、これはまちまちでございます。余り区々ではいけないというので、二十五年度の六月分以降指定をいたしまして、これは本庁のほうから通牒を出しまして、東京鉄道管理局管内は売上げ月の末、その他は売上げ月の翌月の末というふうに規定をいたしましたのであります。その後二十六年の一月に東京鉄道管理局内だけ更に一カ月を延ばしておりました。それから本年の二月になりました。又少し戻つて参ります。東京鉄道管理局管内は翌々月の末といたしまして、翌々月の十五日というのを修正しまして、翌々月の十五日というふうな十五日短縮いたして参りました。それから本年の五月分以降はそのもうあと十五日短縮いたしまして、翌々月の……、先ほど申上げましたのはちよつと間違ひまして、翌々月の十五日を翌々月の末といふことに二十八年度の五月分から又十五日短縮いたしました。それから更に七月分からは翌々月の二十日と、十日短縮しました。それ

から八月分からは翌々月の十日といふふうに短縮して、だん／＼と常態に引直そうという努力のあとは見られるのであります。でこういう状況でございますが、まだ相当の未納額があるわけでございます。で先ほど申上げました手数料の廃止というのは、これは全部廃止をいたしましたのは、三カ月ほどで、その後逐次回復して来ておりますので、無論現在ではもう元通りになつておるわけでございますが、この間に普通の従来の手数料をやれば、どの程度やるべきであつたらうかという金額を概算いたしますと、三億八千万円くらい近くなるようでございます。で、そういうふうなことでまあ大分国鉄側としましては、交通公社にかなりの無理をかけておるといふので、多少この期日を緩やかにして参つて来ておるのではありませんが、まだな／＼清算はしきれないやうでございます。併し私どもが見ましたところでは、これは可能性はあるといふふうに今のところでは考へております。

それでこの問題につきましての私どものほうの将来の改善措置でございますが、これは国鉄の業務の一部を委託するわけでございますから、或る程度こういう場合には政府側の監督を相当厳重にしたほうがよろしい。それから現在の取扱ひの仕方ではどうも満足行きませんので、御承知のように交通公社といふものは公益法人であります。が、いろいろの仕事をやつております。そこで基本金なども非常に零細なものでございます。こういうところ

に大きな金額を扱わせる仕事を委託する場合には、相当注意を払わなければならぬ。それで会計という事務の経

理は、ほかのいろいろ交通公社の中の業務と分離いたしました明確にできるやうにしておく必要があると思ひます。現在指定預金特別口座の制度がございまして、この代売金につきましてはは預金の口座を特別にいたしました、そこへ入れておくというやうなことにいたしておりましたが、併しこの運用は必ずしも厳格ではございませんで、多少出入りがございまして関係上、やはり国鉄の代売金がこれで安心というわけには行かないわけでありました。そういう観点から、もう少し強しくはつきり経理を分離いたしましたして、そして間違ひないようにしたほうがよろしい。それから特に今同様の問題が起つて参ります原因をいたしましては、何と申しますかやはり外郭の団体でありますので非常に信用した処置がとられておるわけである。現在でも非常に信用をしてやつておるといふことであります。信用することは結構でありますけれども、併し扱われるものは大切な国鉄の金でありますので、やはり相當な注意が必要であります。そこでともかく今後は相當はつきりさせまして代売金はだん／＼国鉄のほうに収納するやうにして、さうしますと多少、多少ではございますが、実は現在のところですぐ納めると言ひましたも完全な完済は或いはできないかも知れませんが、そういうことでございまして、その金額につきましても明瞭にいたしまして、そして将来これを確実な再建計画を立てて、まあ年賦なり何なり、現在納められない金額につきましては、厳重な再建計画を作つてさうしてやつて行くというやうな措置が必要であらうかと思ひます。これらの点につきましては

第一 内閣委員会會議録第二号

昭和二十八年十一月二日

【參議院】

一三

○竹下豐次君 なか／＼確定といましても、よほどまだ期間がありましようから、中間報告として書いたものから、うかつなことも書けないと思ひますので、その点をはつきり前文に謳つておきますなら、どうせ速記に上つておることですから、同じことじやないかと思ひます。

○説明員(山中徳二君) 相手方とだめを押しましていろ／＼数字を固めておるといふことで、地方から入つて来た情報程度で、いわゆる中間報告ですから、併し余りそういう数字に触れないで御報告するのも如何かと思ひまして地方から来たままの数字を出しておるような恰好でございます。

○竹下豐次君 よくわかりました。
○説明員(山口西君) できるだけ数字を明査いたしまして、成るべく早く御報告いたすことにしまして、事務局のほうに差上げるようにいたしておきます。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御質問がございませんようでしたら、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

十月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項に掲げる部の外、中部地方建設局に、臨時に海岸堤防建設部を置く。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年十一月二十六日印刷

昭和二十八年十一月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局